

# 有子世帯に対する扶助・加算に関する 検証結果(案)

## 1. 検証の視点（前回（第34回）資料からの抜粋）

- 子どもの健全育成にかかる費用については、自立助長に資する費用として考える必要があるが、これまでの基準部会において、「学校外活動費は、学びの機会だけでなく、社会的・文化的な機会の幅を広げるものであり 重要なものである」といった意見が出されている。
- この点を踏まえ、子どもの健全育成にかかる費用の分析については、学校外活動費用に着目して、夫婦子1人世帯における学校外活動費用の一般的にかかる費用を分析してはどうか。

学校外活動費として考えられる必要な費用・・・書籍、月謝類などの子どもの社会活動費用、補習教育費、交通費など

（前回の部会での意見）

- ・子どもの健全育成にかかる費用については、低所得世帯の支出と比較して金額を決めるというものではないのではないか。
- ・子どもの年齢による差をどのように捉えるか検討が必要ではないか。

## 2. 検証作業の内容

- ・生活扶助費本体（第1・2類費）で対応している費用の範囲と区分する目的で、夫婦子1人世帯の年収十分位別に学校外活動費の費用を集計する。（平成26年全国消費実態調査）
- ・その上で学校外活動費に相当する費目の支出額について、①標準的な支出額（全世帯の中位値）と、②年収第1十分位（生活扶助費本体で支出されている額）との比較を行う。
- ・あわせて、平成26年子供の学習費調査の調査データによる集計結果とも比較して、上記の金額の妥当性を検証する。

### 3. 分析の結果

#### (1) 年収十分位別の学校外活動費の支出状況(全国消費実態調査)

(単位:月額)

第1・十分位	第2・十分位	第3・十分位	第4・十分位	第5・十分位	第6・十分位	第7・十分位	第8・十分位	第9・十分位	第10・十分位
6千円	9千円	10千円	13千円	16千円	16千円	19千円	24千円	29千円	41千円

生活扶助費本体(第1・2類費)の算定上に含まれる額

中位階層における支出額(第5～第6十分位の平均)  
月額約1万6千円

#### (2) 就学ステージ別の学校外活動費の支出状況(子どもの学習費調査)

(単位:年額)

	平均	公立小学校	公立中学校	公立高校
年収200～399万	144千円	130千円	208千円	92千円
年収400～599万	182千円	171千円	249千円	125千円

年額182千円 ÷ 12月 = 月額約1万5千円

### 4. 検証結果(案)

- ・平成26年全国消費実態調査における夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の世帯における学校外活動費用の平均支出額は約6千円であったのに対し、中位階層の平均支出額は約1万6千円となっており、1万円程度の乖離が確認された。
- ・また、平成26年子供の学習費調査における年収400～599万円の世帯における学校外活動費用の平均支出額は、約1万5千円であり、平成26年全国消費実態調査における中位階層の平均支出額と同程度となっている。
  - 子どもの健全育成にかかる費用については、生活保護受給世帯においても標準的な家庭と同等の支出が必要ではないか。
  - これまでの児童養育加算の対象は、児童手当の支給対象と同じく中学生までとしているが、子どもの健全育成にかかる需要については高校生に対しても必要ではないか。

## 1. 検証の視点（前回（第34回）資料からの抜粋）

- ひとり親世帯において、ふたり親世帯の生活水準と同程度の生活水準を送るためにはどの程度の消費支出が必要か、子どもの費用に関する先行研究(※)を参考に、夫婦子1人世帯と母子(子1人)世帯の固定的経費の支出割合を考慮した消費水準を検証してはどうか。

### ※「食費シェア法による分析」

- ・ 子どもにかかる費用分析に用いられる分析手法。同程度のエンゲル係数(食費のシェア)の世帯は、同じ厚生水準(生活水準)であると仮定して、子どもがいる世帯の消費支出について、子どものいない世帯のエンゲル係数を当てはめた場合の消費支出を計算した上で、実際の消費支出との差を子どもにかかる費用とみなしてその費用の分析を行うとされている。

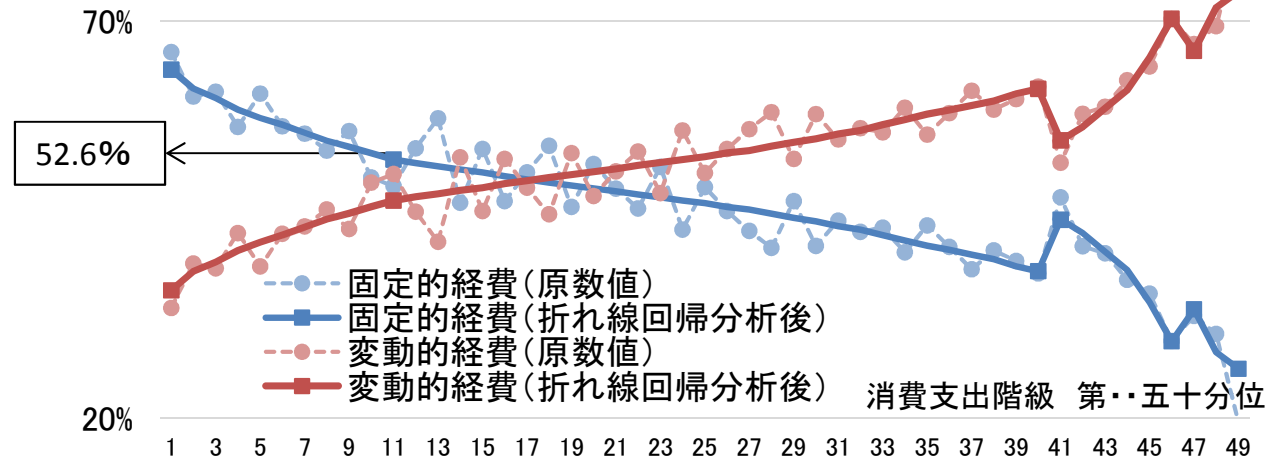
## 2. 検証作業の内容

- ・ 生活扶助基準の水準の検証において、生活扶助基準との比較対象分位の検討に当たり、夫婦子1人世帯の消費支出階級五十分位別消費データの折れ線回帰分析を行い、固定的経費の支出割合が変化した点(消費支出階級第11・五十分位値)の結果を一つの論拠とした。
- ・ そこで、母子(子1人)世帯が夫婦子1人世帯における当該分位の固定的経費の支出割合と同程度で生活する場合の消費水準について、回帰分析を用いて検証する。

### 3. ひとり親世帯のかかり増し費用の分析結果

- ① 夫婦子1人世帯の消費構造が変化する点の固定的経費の割合(52.6%)を算出
- ② ひとり親子ひとり世帯において、52.6%の水準を満たす消費支出額(17.8万円)を回帰分析を用いて算出  
※ 回帰分析の内容については次ページ参照
- ③ 消費支出に占める生活扶助相当支出の割合から、当該ひとり親世帯の生活扶助相当支出を算定(13.0万円)

夫婦子1人世帯(勤労者世帯)における固定的・変動的経費のシェアの折れ線回帰分析



#### 分析手順

消費構造が変化する点の固定的経費の割合

消費支出額

生活扶助相当支出額

夫婦子1人世帯  
(3人世帯)

52.6%  
(回帰分析による理論値)

19.5万円

13.6万円

A ○○○万円(※)

固定的経費の割合が同程度の世帯は、生活水準も同程度であると仮定

親1人・子1人の2人世帯に換算

ひとり親・子1人世帯  
(2人世帯)

52.6%

17.8万円  
(回帰分析による理論)

B ○○○万円

52.6%の水準を満たす消費支出額を回帰分析を用いて算出

消費支出額から生活扶助相当支出額を算出  
(ひとり親・子1人世帯の消費支出に占める生活扶助相当支出額の割合(73.2%)を基に算出)

※生活扶助基準本体(第1・2類費)の指数によって算定するため現時点で確定していない。  
仮に、世帯員1人あたり年収第1十分位を用いた指数により算定した場合、11.3万円

### 4. 検証結果(案)

・夫婦子1人世帯の生活扶助相当支出額から算出した母子(子1人)世帯の生活扶助相当支出額(A) < 生活扶助本体の基準額に相当 > と、母子(子1人)世帯が夫婦子1人世帯と同程度の固定的経費の支出割合で生活するために必要な生活扶助相当支出額(B)の差額を、ひとり親世帯のかかり増し費用と考えてはどうか。

# 回帰式によるひとり親・子1人世帯の消費支出の推計

## ○ 回帰式の概要

使用データ： 夫婦子1人世帯(勤労者世帯)、ひとり親子1人世帯(勤労者世帯)の全データ(3784サンプル)

被説明変数： 固定的経費のシェア

説明変数：  $\ln(\text{消費支出})$ 、持ち家ダミー、ひとり親世帯子1人世帯ダミー

## ○ 回帰式の結果

説明変数	係数	t 値	p値
定数項	3.128	69.9	0.000
$\ln(\text{消費支出})$	-0.206	-57.5	0.000
持ち家ダミー	-0.147	-43.6	0.000
ひとり親ダミー	-0.053	-8.6	0.000
補正後R2	0.587		

- 上述の夫婦子1人世帯における固定的経費のシェアの理論値(52.6%)及び回帰式の結果を用いて、ひとり親・子1人世帯の消費支出の理論値を計算すると、

ひとり親・子1人世帯の消費支出(理論値)

$$\begin{aligned} &= \exp(0.526 - 3.128 - (-0.147 \times 0.373) - (-0.053 \times 1)) / (-0.206) \\ &= 177,548 \text{円} \end{aligned}$$

となる。(※ 持ち家ダミーに代入する値は、ひとり親世帯全体の持ち家世帯割合(37.3%)とした。)



# 教育にかかる費用(教育扶助、高等学校等就学費など)の分析について

## 1. 検討の視点(第32回部会資料より抜粋)

- 教育扶助(基準額、学習支援費等)、高等学校等就学費(基本額、学習支援費等)、一時扶助(入学準備金)のそれぞれについて、現行想定している費目の対応関係や範囲が(1)の考え方に照らして妥当か。その際、その他の扶助・加算や他法他施策との関係に留意する必要がある。
- 生活保護費として支給する扶助額の水準をどう考えるか。例えば、個別の費目の水準に関し、自立助長の観点から課題があると考えられる費目はないか。
- 現行の扶助費の費目によっては、毎月定額を支給するものや、実費で支給するもの、また支給回数の制限を設けている費目など様々であるが、教育費用の用途との関係からみて支給方法のあり方をどう考えるか。

### (これまでの部会での意見)

- ・教育にかかる費用は水準均衡で考えるものではない。必要な費用を出せるようにする必要がある。
- ・最貧層の支出と同等の費用しか給付しなければ、保護からの脱却もできない。
- ・家計のやりくりが上手くできる世帯だけではないことも考えれば、実費支給の拡大も考えられる。
- ・行事や年度始めに購入するもの等、随時、一定の金額が必要になるものは実費支給できるようにすべきではないか。クラブ活動費等についても、必要な物品の購入等には実費で対応すべきではないか。
- ・高等学校の受験料について、進学機会の確保の観点から、1回限りでは厳しすぎるので、複数回支給できるようにすべき。

## 2. 検討結果(案)

- ・学校教育費については平均的な費用が賄えるよう、子どもの学習費調査の平均的な支出額等を参照して基準額を設定することとしてはどうか。
- ・体操服や楽器等の購入など、単発的に一定の額が必要となる費用については、実費で支給できるようにしてはどうか。
- ・クラブ活動費については、活動の状況に応じた実費支給ができるようにしてはどうか。
- ・高等学校への受験料については、複数回支給できるようにしてはどうか。

(参考)

# 教育扶助及び高等学校等就学費の費目の整理 (案)

## 現行の整理

## 見直し案

費目	対応する費用	対応する子供の学習費調査項目	費目	対応する費用	対応する子供の学習費調査項目
<b>基準額</b> (基本額) (小) 2,210円 (中) 4,290円 (高) 5,450円	全ての学校、生徒において共通の、平均的に必要となる費用	○学用品・実験実習材料費 ・学用品費 ・体育用品費 ・楽器購入費 ・実験実習費 ○教科外活動費 ○通学用品費 (第1学年除く平均) ○その他	<b>基準額</b> (基本額)	就学に伴って必要な費用 定期的にかかる教育費用	○学用品・実験実習材料費 ・学用品費 ・体育用品費 (第1学年除く平均) ・実験実習費 ○教科外活動費 ※全世帯平均 <u>○制服 (第1学年除く平均)</u> ○通学用品費 (第1学年除く平均) ○その他
<b>学習支援費</b> (小) 2,630円 (中) 4,450円 (高) 5,150円	家庭内学習に必要な費用や課外のクラブ活動に要する費用	○教科外活動費 ○家庭内学習費 ・物品費 ・図書費 ○教養・その他 ・図書費	<b>教材代</b> (実費支給)	単発的に必要な費用	<u>○学用品・実験実習材料費</u> <u>・楽器購入費</u>
<b>学習支援費</b> (小) 2,630円 (中) 4,450円 (高) 5,150円	家庭内学習に必要な費用や課外のクラブ活動に要する費用	○教科外活動費 ○家庭内学習費 ・物品費 ・図書費 ○教養・その他 ・図書費	<b>学習支援費</b>	<u>クラブ活動にかかる費用</u> (実費支給) ※家庭内学習等の学校外活動費用は、子どもの健全育成費用に対応する加算として整理。	<u>教科外活動費</u> (教科外活動費用の支出がある世帯のうち、上位7割の世帯における平均的な支出費用を実費として支給)
<b>入学準備金</b> (上限額) (小) 40,600円 (中) 47,400円 (高) 63,200円	入学時に必要となる費用	○制服 (第1学年) ○通学用品費 (第1学年と他の学年平均との差)	<b>入学準備金</b>	入学時に必要となる平均的な実態費用	○制服 (第1学年) ○通学用品費 (第1学年と他の学年平均との差) <u>○体育用品費 (第1学年)</u> ※小学生は制服を除き、通学用品費を第1学年分とする。

※ 下線・赤字は現行からの変更箇所